

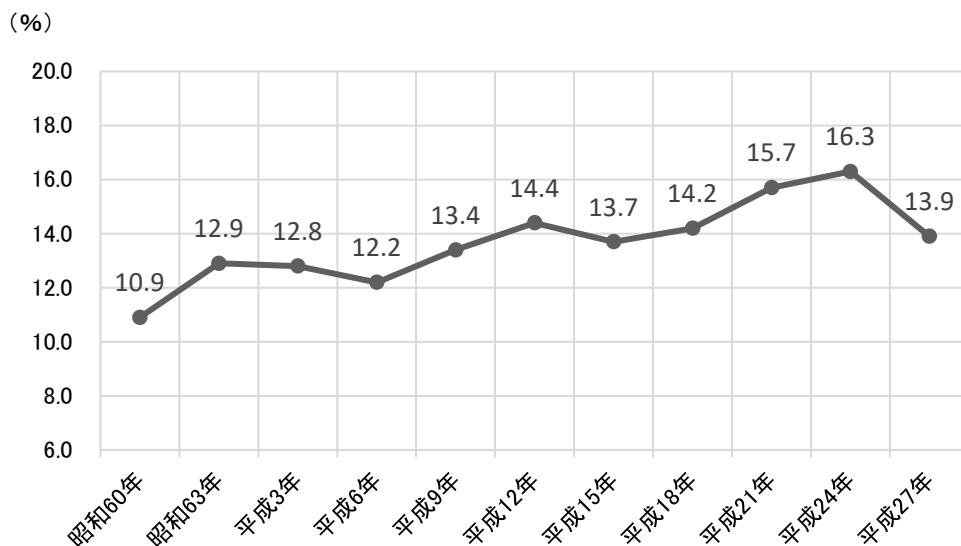
# 第1章 武蔵村山市子どもの未来応援プランの策定に当たって

## 第1節 策定の背景

### 1 日本の子どもの貧困率

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、昭和60年に10.9%だった子どもの相対的貧困率<sup>1</sup>（以下「貧困率」といいます。）は年々増え続け、平成24年には16.3%にまで増加しました。平成27年には13.9%と改善されましたが、いまだに7人に1人の子どもが貧困の状況にあると報告されています。

#### ● 子どもの貧困率



（厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査の概況」）

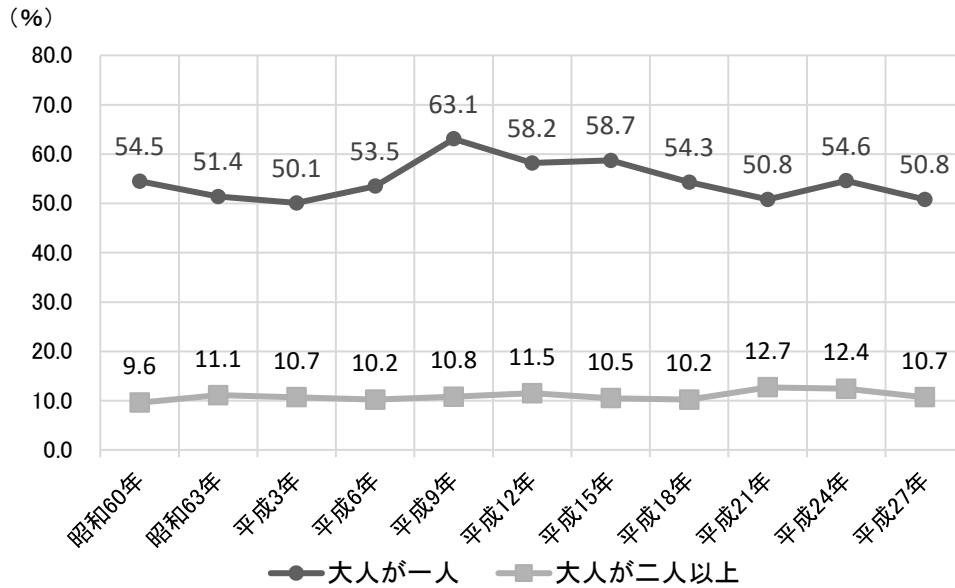
※平成28年調査の所得は平成27年1月1日～12月31日までの1年間の所得であるため、調査年と1年のずれが生じる。

※貧困率は3年に1度の大規模調査時のみ公表されるため、次回は平成31年調査の結果が令和2年7月に公表される予定である。

1 相対的貧困率：国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合のこと。貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得<収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入>を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額。

子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）のうち大人が一人の世帯の貧困率は、昭和60年から平成27年まで継続的に50%を超えており、平成27年には50.8%となっています。子どもがいる現役世帯では、勤労世代であっても、大人が一人の世帯の場合は二人以上の世帯よりも高い割合で貧困の世帯となっている状況です。

● 子どもがいる現役世帯の世帯員の貧困率



(厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査の概況」)

## 2 国際的に見た日本の子どもの貧困率

国際的にみても、日本の子どもの貧困は厳しい状況にあります。

OECD（経済協力開発機構）加盟国 34 か国において、最も貧困率の低いデンマークは 3.7%、最も貧困率の高いイスラエルは 28.5%です。34 か国の平均は 13.3%で、日本は 15.7%と平均よりも貧困率が高くなっています。

また、子どもがいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯の貧困率は 50.8%と最も高く、順位は最下位となっています。

### ● 子どもの貧困率の順位

順位	国名	貧困率 (%)
1	デンマーク	3.7
2	フィンランド	3.9
	⋮	
	OECD平均	13.3
	⋮	
25	日本	15.7
	⋮	
34	イスラエル	28.5

### ● 大人が一人の世帯の貧困率の順位

順位	国名	貧困率 (%)
1	デンマーク	9.3
2	フィンランド	11.4
	⋮	
	OECD平均	31.0
	⋮	
33	日本	50.8

(OECD (2014) Family database “Child poverty”)  
 (日本の数値は平成 21 年 (2009 年)、大人が一人の世帯は韓国のデータがないため 33 か国の順位)

### 3 子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行

平成25年6月26日に子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）（以下「子どもの貧困対策法」といいます。）が公布され、平成26年1月17日から施行されました。

また、令和元年6月19日には同法の一部を改正する法律（令和元年法律第41号）が公布され、同年9月7日に施行されています。

#### (1) 子どもの貧困対策法の目的及び基本理念

子どもの貧困対策法では、その目的及び基本理念について、次のように規定されています。

##### （目的）

第一条 この法律は、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子どもの貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

##### （基本理念）

第二条 子どもの貧困対策は、社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達の種類に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として、推進されなければならない。

2 子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより、推進されなければならない。

3 子どもの貧困対策は、子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、推進されなければならない。

4 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

## (2) 地方公共団体の責務

子どもの貧困対策法では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」(第4条)とされています。

また、令和元年法律第41号による改正後の子どもの貧困対策法で、「市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。」とされ、市町村計画の策定が努力義務となりました。

## (3) 子どもの貧困対策に関する大綱の策定

子どもの貧困対策法第8条では、「政府は、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、子どもの貧困対策に関する大綱を定めなければならない」とされており、大綱では次に掲げる事項について定めるものとされています。

- 一 子どもの貧困対策に関する基本的な方針
- 二 子どもの貧困率、一人親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率等子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
- 三 教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援その他の子どもの貧困対策に関する事項
- 四 子どもの貧困に関する調査及び研究に関する事項
- 五 子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項

## 4 子供の貧困対策に関する大綱

政府は、子どもの貧困対策法に基づき、平成26年8月29日に「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定し、5年経過後に見直しを行った新たな大綱を令和元年11月29日に閣議決定しています。

大綱では、子どもの貧困対策の意義や施策の推進体制等について、次のように定められています。

### 子供の貧困対策に関する大綱（抄） ～日本の将来を担う子供たちを誰一人取り残すことがない社会に向けて～ （令和元年11月29日閣議決定）

#### 第1 はじめに

##### （新たな大綱の策定の目的）

日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝である。改正後の法律を踏まえると、貧困の連鎖を食い止めるためには、現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指していく必要がある。

貧困の状況にある家庭では、様々な要因により子供が希望や意欲をそがれやすい。そうした中で、目指すべき社会を実現するためには、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要がある。

こうした基本的な考え方の下、子供の貧困対策を総合的に推進するため、政府として、ここに新たな「子供の貧困対策に関する大綱」を策定する。

#### 第6 施策の推進体制等

##### 2 地域における施策推進への支援

子供の貧困対策を効果的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者等の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した施策に取り組むことが重要である。

改正後の法律において、市町村に対し子供の貧困対策についての計画の策定が努力義務とされたことも踏まえ、地域の実情を踏まえた計画が策定されるよう働きかけるとともに、市町村を含む地方公共団体において子供の貧困対策が実施されるよう、適切な支援を行う。さらに、法律に規定する教育の支援、生活の支援等4つの支援施策に加え、地域を基盤とした支援ネットワークの整備・活用に資する地方公共団体の取組を支援する。

※大綱では「子ども」は「子供」と表記されている。

この大綱においても、「第6 施策の推進体制等」の「2 地域における施策推進への支援」で、地方公共団体において子どもの貧困対策についての計画の策定が努力義務とされたことに触れ、国が、地域を基盤とした支援ネットワークの整備・活用に資する地方公共団体の取組を支援するとしています。

また、大綱では関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価するため「子供の貧困に関する指標」<sup>2</sup>を設定しています。

2 「子供の貧困に関する指標」は資料編（P76）に掲載。

## 5 ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトの推進

国は、平成27年12月、経済的に厳しい状況に置かれているひとり親家庭や多子世帯の自立を応援するため、支援を必要とする家庭に対して行政の支援が確実につながる仕組みを整えるとともに、子育て、教育、生活、就業、住居、経済面などについて支援の一層の充実を図ることを目的として、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」を取りまとめました。プロジェクトでは、自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援・学習支援などの総合的な支援の充実を図ることとし、6つの項目において施策の方向性<sup>3</sup>を示しています。

### ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト施策の方向性

- 1 支援につながる
- 2 生活を応援
- 3 学びを応援
- 4 仕事を応援
- 5 住まいを応援
- 6 社会全体で応援

## 6 東京都の取組

東京都は、子ども・子育て支援法第62条に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画、次世代育成支援対策推進法第9条に基づく都道府県行動計画、子どもの貧困対策法第9条に基づく都道府県子どもの貧困対策計画を合わせた子ども・子育てに関する総合計画として、令和2年3月に「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）」を策定しています。

その「目標4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実」の【2 子供の貧困対策の推進】では、「子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子供が健やかに成長できる社会の実現に向けて、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援の4つを柱に、福祉・教育・就労など様々な分野の関係機関が連携し、子供の貧困対策を総合的に進めていきます。」としています<sup>4</sup>。

3 「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト（施策の方向性）」は資料編（P74）に掲載。

4 「子どもの貧困に対する東京都の施策」は資料編（P75）に掲載。

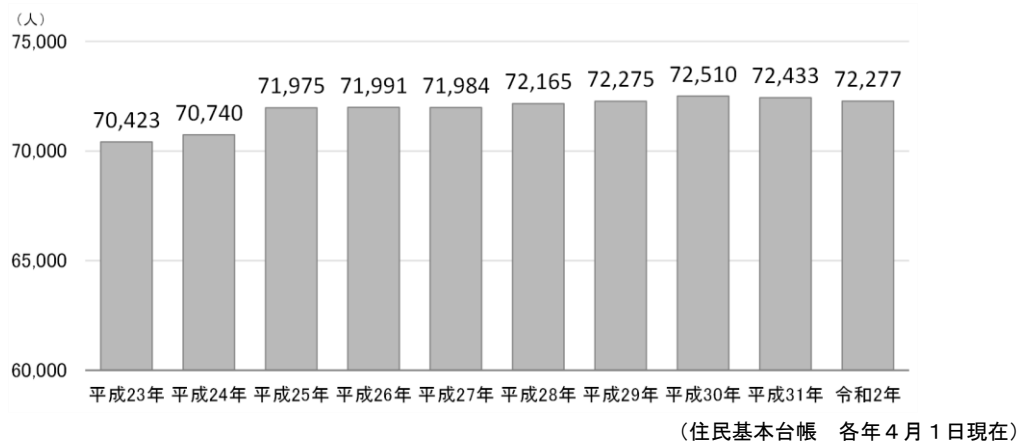
## 第2節 本市の子どもと家庭の状況

### 1 人口・世帯

#### (1) 総人口

本市の総人口は、おおむね増加傾向で推移してきました。平成23年から令和2年にかけて1,854人増加(増加率2.6%)し、令和2年4月1日現在で72,277人となっています。

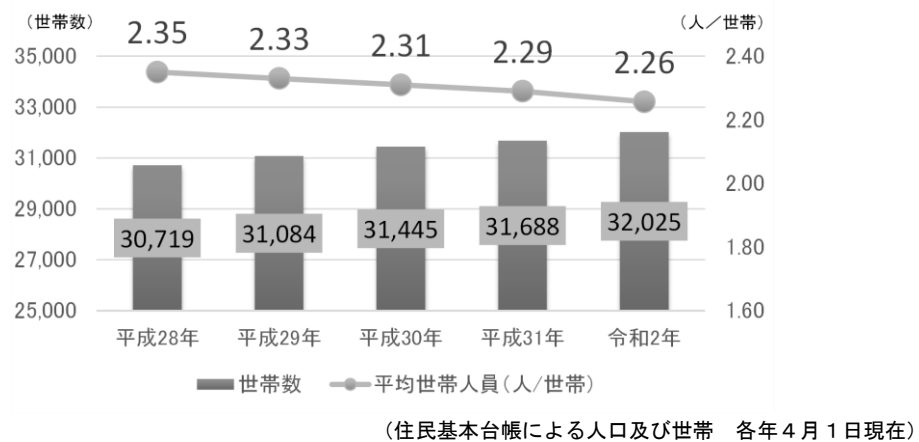
##### ● 総人口の推移



#### (2) 世帯数と平均世帯人員

本市の世帯数は、平成28年の30,719世帯から、令和2年の32,025世帯へと増加(増加率4.3%)しています。人口よりも世帯数の伸びの方が大きいいため、平均世帯人員(人/世帯)は平成28年の2.35人から令和2年の2.26人へと減少しています。

##### ● 世帯数と平均世帯人員の推移

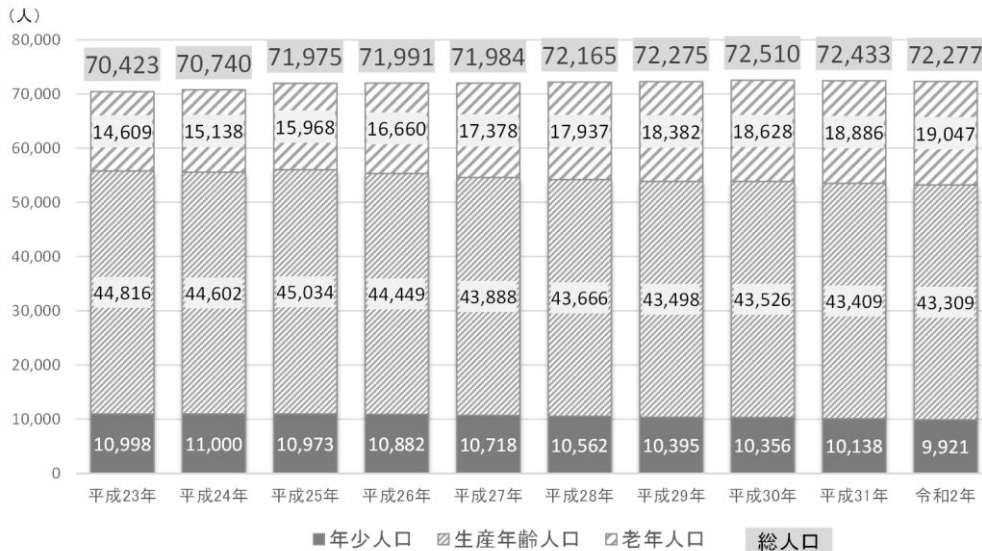




### (3) 年齢3区分別人口

人口を年齢3区分別に見ると、平成23年から令和2年にかけて、生産年齢人口（15～64歳）は1,507人減少（減少率3.4%）、年少人口（0～14歳）は1,077人減少（減少率9.8%）となっており、老年人口（65歳以上）は4,438人増加（増加率30.4%）となっています。少子化及び高齢化が継続的に進行しています。

● 年齢3区分別人口の推移



(住民基本台帳 各年4月1日現在)

### (4) 子どものいる世帯の割合

18歳未満の世帯員のいる一般世帯<sup>5</sup>割合について、平成27年の割合は平成22年と比べて低下しています。東京都及び全国との比較ではいずれも本市が上回っており、本市では子どものいる世帯が減少しつつも、一般世帯のうち約4分の1の世帯に子どもがいることになります。

● 18歳未満の子どものいる世帯の割合

18歳未満世帯員がいる一般世帯割合	平成22年	平成27年
武蔵村山市	27.7%	25.3%
東京都	17.4%	17.2%
全国	23.1%	21.5%

(国勢調査 平成22年、平成27年)

5 一般世帯：住居と生計を共にしている人の集まり、又は一戸を構えて住んでいる単身者、間借り・下宿などの単身者及び会社などの独身寮の単身者の世帯のこと（寮の学生、病院・療養所の入院者、社会施設の入所者の集まりなどの「施設等の世帯」は含まない）。

### (5) 世帯構造

本市の世帯構造では、核家族のうち、父子世帯、母子世帯（ひとり親の二世帯世帯）がいずれも増加傾向にあり、平成17年から平成27年にかけての増加率を比べると、女親と子どもからなる世帯の方が男親と子どもからなる世帯よりも6.7%高くなっています。

#### ● 武蔵村山市の世帯構造

区分	一般世帯数	核家族	(世帯)			
			夫婦のみ	夫婦と子ども	18歳未満の親族のいる世帯	6歳未満の親族のいる世帯
平成17年	24,926	16,879	4,973	9,300	5,111	2,400
平成22年	26,770	18,184	5,454	9,759	5,643	2,712
平成27年	28,277	18,155	5,743	9,327	5,470	2,270

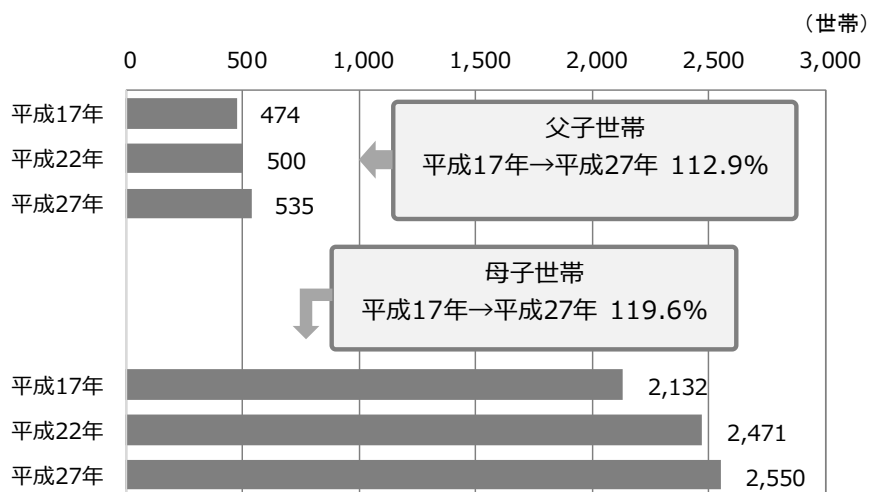
	ひとり親世帯	(世帯)		
		18歳未満の親族のいる世帯	6歳未満の親族のいる世帯	
平成17年	2,606	772	158	うち父子世帯
平成22年	2,971	936	201	
平成27年	3,085	848	169	

	父子世帯	(世帯)		
		18歳未満の親族のいる世帯	6歳未満の親族のいる世帯	
平成17年	474	110	15	うち母子世帯
平成22年	500	101	14	
平成27年	535	92	9	

	母子世帯	(世帯)	
		18歳未満の親族のいる世帯	6歳未満の親族のいる世帯
平成17年	2,132	662	143
平成22年	2,471	835	187
平成27年	2,550	756	160



(国勢調査 平成17年、平成22年、平成27年)

## 2 各種手当等

### (1) 児童扶養手当の支給状況

ひとり親家庭で18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童や20歳未満で重度の障害がある児童を養育している方に支給される手当です（国制度）。

全部支給の場合、月額43,160円（第1子）が支給されます（第2子は10,190円、第3子以降は6,110円加算されます）。（令和2年4月1日改正）

#### ● 児童扶養手当の支給状況

	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 実績	平成30年度 実績
受給者数	787人	786人	765人	739人

（子ども青少年課）

### (2) 児童育成手当の支給状況

ひとり親家庭等で18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童や20歳未満で重度の障害がある児童を養育している方に支給される手当です（東京都制度）。

該当児童1人につき月額13,500円（障害手当は15,500円）が支給されます。

#### ● 児童育成手当の支給状況

	平成27年度 実績	平成28年度 実績	平成29年度 実績	平成30年度 実績
受給者数	1,068人	1,066人	1,089人	1,071人

（子ども青少年課）

### (3) 就学援助率

就学援助は、経済的理由によって就学困難な児童・生徒の保護者に対して、学用品費等を援助する制度です。就学援助率は、要保護及び準要保護児童・生徒<sup>6</sup>数を市立小中学校それぞれの児童・生徒数で除して算出したものです。

#### ● 就学援助率

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校	15.65%	14.31%	15.29%	14.67%
中学校	19.68%	18.06%	19.71%	18.43%

（教育総務課）

6 要保護及び準要保護児童・生徒：次のそれぞれの世帯に属する児童・生徒のこと。「要保護」は現に生活保護を受けていないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者。「準要保護」は市町村教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者。

### 3 支援が必要と考えられる子どもの割合

武蔵村山市子どもの未来応援プラン（以下「応援プラン」といいます。）により支援が必要と考えられる家庭と子どもの現状を把握するため「生活実態調査」「ひとり親家庭等ニーズ調査」を実施しました<sup>7</sup>。

「生活実態調査」による本市の困窮層の割合を平成28年に行われた東京都の同様の調査結果と比較すると、小学5年生、中学2年生とも東京都より高くなっています。

また、困窮層と周辺層を加えた層（以下「生活困難層<sup>8</sup>」といいます。）の割合は、東京都の場合、小学5年生20.6%、中学2年生21.6%（1.0ポイント差）ですが、本市では小学5年生20.6%、中学2年生28.8%で、中学2年生の方が8.2ポイント高くなっており、子どもの年齢が高い家庭で生活困難層（困窮層、周辺層とも）が増加する傾向となっています。

#### ● 生活困難度、東京都との比較

	0%	20%	40%	60%	80%	100%
武蔵村山市 小学5年生	困窮層 7.7%	周辺層 12.9%	一般層 79.4%			
東京都 小学5年生	困窮層 5.7%	周辺層 14.9%	一般層 79.5%			
武蔵村山市 中学2年生	困窮層 13.3%	周辺層 15.5%	一般層 71.3%			
東京都 中学2年生	困窮層 7.1%	周辺層 14.5%	一般層 78.4%			

※東京都：平成29年3月「東京都子供の生活実態調査」

※東京都の調査は本市を含む東京都全体ではなく4自治体（墨田区、豊島区、調布市、日野市）で実施したもの。

※東京都と本市は調査年度が異なり、低所得の判断に使用する国民生活基礎調査の年度も異なるため厳密な比較はできない。

7 「生活実態調査」は平成30年10月2日（火）～10月15日（月）、「ひとり親家庭等ニーズ調査」は平成30年10月19日（金）～11月9日（金）に実施。結果の概要は資料編（P51～）に掲載。

8 「生活困難層」等は「①低所得」「②家計の逼迫」「③子どもの体験や所有物の欠如」の3つの要素に基づいて分類している。本市の調査における設定の詳細は資料編（P52）に掲載。

## 4 調査等に見る課題

「生活実態調査」「ひとり親家庭等ニーズ調査」（結果概要は資料編に掲載）等から本市における課題を整理し、必要と考えられる施策の方向性についてまとめます。

支援体制の構築	
調査等に見る課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○困ったときに相談する相手について、保護者の約7%が「いない」と回答している。</li> <li>○公的に設けられている相談先について、「相談したかったが、抵抗感があった」の回答がみられる。</li> <li>○各種支援サービスについて、困窮層は一般層に比べて非認知による不利用率が高い傾向がある。</li> <li>○ひとり親家庭の、各相談窓口の認知度は高いが、自分が利用できる相談窓口がどこか分からない人も少数ながら存在する。</li> </ul>

必要な施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者の悩みや相談を受け止められる窓口・サービスの充実、窓口の分かりやすさ、相談のしやすさ。</li> <li>○支援が必要な子ども・家庭に適切に支援を届けるための周知と提供体制。</li> </ul>
-----------	---

**市民から見て分かりやすく使いやすい相談の受付体制、保護者や子どもの課題を早期に発見・把握し支援につなげる体制、本市の様々な施策をつなぐ体制が必要と考えられる。**

教育の支援	
調査等に見る課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○困窮層で、学校の授業の理解度が低くなる傾向がある。</li> <li>○生活困難度によらず、家で勉強できないとき静かに勉強ができる場所に対する子どもの利用希望が多い。</li> <li>○ひとり親の悩みでは、「子どもの勉強・学力」「子どもの進路（進学・就職）」が多い。</li> <li>○ひとり親家庭では、子どもの学習支援について3割弱が「塾」、約2.5割が「学校での補習」を望んでいる。</li> </ul>

必要な施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校における、専門家による教育相談、就学相談等。</li> <li>○学校や地域における学習の支援。</li> <li>○教育費負担の軽減。</li> </ul>
-----------	---

**幼児教育・保育における支援、学校をプラットフォームとする支援、また、教育に関わる経済的負担軽減や、地域での学習支援など、子どもの学びを応援することが必要と考えられる。**

### 生活の支援

調査等に見る課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもが朝食を食べない割合は困窮層で高い。</li> <li>○子どもの主観的な健康状態は困窮層で「よい」の割合が低い。</li> <li>○ひとり親家庭では、平日の放課後や土・日曜日・長期休暇中に「子どもだけで自宅にいる」が約3割となっている。</li> <li>○ひとり親家庭で養育費の取り決めをしていない人が約4割いる。</li> </ul>
----------	--

必要な施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○妊娠・出産段階からの親子の健康づくり。経済状況によらず保健指導を受けられるようにする支援。</li> <li>○子どもの居場所づくり。</li> <li>○養育費の確保に関する支援。</li> </ul>
-----------	--

**健康づくりや、健康の基礎となる食、子どもたちが安全・安心に過ごし多様な体験のできる居場所、あるいは住まいなど、生活の様々な場面での応援が必要と考えられる。**

### 就労の支援

調査等に見る課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○母子世帯の就労形態では「パート・アルバイト」が約5割で、年収の平均は父子世帯よりも低い。</li> <li>○母子世帯では仕事を変えたい意向が高く、その理由は「収入がよくない」が最も多い。</li> <li>○ひとり親家庭では、就業相談窓口を知らない人も一部にみられる。</li> <li>○ひとり親家庭では、仕事のために資格を取得する際の悩みとして「費用」と「時間」が挙げられている。</li> </ul>
----------	--

必要な施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○就労に関する相談窓口の周知。</li> <li>○個々の状況に応じた支援。</li> <li>○就職に有利な資格取得の支援。</li> </ul>
-----------	---

**就労のための情報提供や相談窓口などにより、保護者全般やひとり親家庭の仕事を応援することが必要と考えられる。**

### 経済的支援

調査等に見る課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者の主観的な暮らし向きは「苦しい」の割合が東京都全体よりも高い。</li> <li>○母子世帯は父子世帯よりも収入の低い人が多い。</li> </ul>
----------	--

必要な施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子育てに関する経済的な支援。</li> <li>○収入や家庭の状況に応じた経済的支援。</li> </ul>
-----------	--

**各種手当や助成などにより、  
経済面で子育て家庭を応援することが必要と考えられる。**

### 社会全体での支援

調査等に見る課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「家で勉強できないとき、静かに勉強ができる場所」「(家以外で) 平日の放課後に夜まで安心してすることができる場所」「家の人がないとき、夕ごはんをみんなで食べることができる場所」といった、家庭や学校以外の地域での過ごし場所などについて子どもたちの利用希望がある。</li> </ul>
----------	---

必要な施策の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもたちを対象に、過ごし場所や学習、食などの支援を行う市民活動やボランティアへの支援。</li> <li>○市民活動の周知や団体相互の連携の支援。</li> </ul>
-----------	---

**市民活動や地域での福祉を支える方々への支援、  
子どもの貧困という社会問題への理解促進などを通じ、  
社会全体で互いに支え合う意識や体制を  
つくっていくことが必要と考えられる。**